

栗山町小規模太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内の住宅等に太陽光発電システム等を設置する者に対し補助金を交付することにより、環境に配慮したエネルギーの利活用促進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素化に向けた環境負荷の少ないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムであり、太陽電池モジュール、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー等で構成されたものをいう。
- (2) 定置用蓄電池 蓄電池部が、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電氣的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池又はリチウムイオン蓄電池と鉛蓄電池を接続した蓄電池であり、太陽光発電システムと常時接続し、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものをいう。
- (3) 住宅等 住宅、店舗、事務所及びこれらに類する建物並びに附帯する施設（建設予定を含む。）であって、町内に存するものをいう。

(対象機器等)

第3条 補助金の交付対象となる機器等（以下「対象機器等」という。）、規格要件及び対象経費については、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、対象機器等ごとに別表第1に掲げる者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすこと。
 - ア 個人の場合 本町に住所を有する者（第10条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定の者を含む。）
 - イ 事業者の場合 個人事業主又は法人であって、申請時に町内において原則として1年以上引き続き同一の事業を営営する者
- (2) 申請者が個人の場合にあつては、当該個人及びその者と同一世帯に属

する者すべてが、事業者にあつては、当該事業者（個人事業主の場合は、当該事業主及びその者と同一世帯に属する者すべて）が申請時に町税等（栗山町町税等の滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第20号）第2条第1号に規定する町税等をいう。）を滞納していないこと。

(3) 申請者が対象機器等を導入した住宅等に入居すること、又は住宅等を利用して事業活動を行うこと。

(4) 過去に同一の対象機器等を設置するための町の補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金は、別表第1により算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

2 同一の対象機器等に対する補助金の交付は、個人又は個人事業主の場合は同一人につき1回限りとし、法人の場合は同一企業全体につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 申請者は、栗山町小規模太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、栗山町小規模太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定したときは、栗山町小規模太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を通知する場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 申請内容を変更するときは、町長の承認を受けなければならない。

(2) 対象機器等の設置が予定の期間内に完了しないとき又は設置が困難になったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) この告示により設置した対象機器等は、法定耐用年数（太陽光発電システム：17年、定置用蓄電池：6年）を経過するまでの間、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し

付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。

(4) この告示により設置した対象機器等は、その法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、電気の消費の用に充てなければならない。この場合において、天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、対象機器等がき損され、又は滅失したときは、その旨を町長に届出なければならない。

(5) 町長は、対象機器等の設置後、第3号の規定により町長の承認を受け、当該対象機器等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。

(変更又は処分の承認申請)

第8条 前条第2項第1号の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ栗山町小規模太陽光発電設備等設置変更等承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 前条第2項第3号ただし書の規定による承認を受けようとする者は、あらかじめ対象機器等処分承認申請書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

(設置工事の開始)

第9条 設置工事の開始日は、補助金の交付対象となる全部又は一部の工事に着手した日とし、当該開始日は、第7条第1項の通知による交付決定日以降でなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者が補助事業を完了したときは、補助金申請年度の3月31日までに栗山町小規模太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第8号）に、別表第2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(手続代行)

第11条 対象機器等を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第6条及び前条に規定する申請の手続を行うことができる。

2 町長は前項の手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。又、調査の結果不正行為があったと判断した場合は、前項の申請を取り消すことができるものとする。

（補助金額の確定）

第 12 条 町長は第 10 条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、検査を行い、補助対象要件に適合すると認めたときは、補助金額を確定し、栗山町小規模太陽光発電設備等設置費補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助金は、前条の規定による補助金額の確定後において交付するものとする。

（補助金の取消し）

第 14 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定を受けたとき。
- (2) 補助金を対象機器等の購入及び設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 対象機器等の設置を中止したとき。
- (4) 対象機器等を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第 16 条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めた場合は、申請者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象機器等の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

（委任）

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条—第5条関係）

対象機器等及び対象経費	補助対象者	規格要件	補助金の算定	補助限度額
太陽光発電システム 【対象経費】 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流・交流側開閉器、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、保護装置設置費、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具、省エネナビ及びそれらの施工に要する経費（消費税を含まない。）	個人又は事業者	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 太陽電池の最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが2kw以上50kw未満（増設等の場合は既存機器分も含める。）の小出力発電設備であること。 (2) 太陽光モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所又はその他の中立かつ公正な第三者機関による認証を	対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）	20万円

		受けていること。 (3) 発電した電気の一部を自家消費すること。 (4) 未使用品（増設等の場合は当該増設等機器が未使用品）であること。		
定置用蓄電池 【対象経費】 蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線、配線器具、その他付属機器及びそれらの施工に要する経費（消費税を含まない。）	個人又は事業者	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 常時、太陽光発電システムと接続すること。 (2) 公称蓄電容量が1kWh以上であること。 (3) メーカー指定の環境条件に設置すること。 (4) 未使用品であること。	対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）	15万円（既存住宅への設置の場合にあっては、北海道が実施する住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱第3条第5号、第5条第1項

				第 4 号 及び別 表 2 に 規定す る要件 を満た す場合 は、3 0 万 円)
--	--	--	--	---

別表第 2（第 6 条及び第 10 条関係）

対象機器等	添付書類	
	交付申請時	実績報告時
太陽光発電システム及び定置用蓄電池（共通）	(1) 個人の場合で、現に町内に住所を有する者にあつては、町税等納入状況調査承諾書（様式第 2 号）、その他の者にあつては、現に住所を有する市町村が発行する本人及び同居の家族の納税証明書 (2) 事業者の場合は、町税等納入状況調査承諾書（様式第 2 号）または、納税証明書 (3) 対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書、注文書、見積書又はカタログ等の写し (4) 対象機器等を導入しようとする住宅等の位置図 (5) 導入する対象機器等の仕様（形状、機種、規格、性能に係るカタログ値等）が確認でき、規格要件を満たしていることがわかるものの写し (6) 自己が所有しない住宅等に導入する場合は、小規模太陽光発電設	(1) 対象機器等の購入・設置に係る領収書（対象経費の内訳が記載してあるもの）の写し (2) 対象機器等の設置状況を撮影した写真 (3) 申請時から住所が変更となった場合は、住所変更届（様式第 9 号）及び住民票の写し (4) その他町長が必要と認める書類

	備等設置承諾書（様式第3号） (7) 事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し (8) その他町長が必要と認める書類	
太陽光発電システム	共通の添付書類に加え、次の各号に掲げるもの (1) 太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できるものの写し（別途提出する機器の仕様がわかる書類等で確認できる場合は不要） (2) 太陽光発電システムの設置に係る図面（太陽光モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し	共通の添付書類に加え、しゅん工検査の試験記録書の写し
定置用蓄電池	共通の添付書類に加え、対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真	共通の添付書類に加え、対象機器等の保証書の写し